

入札監理小委員会
第562回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第562回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和元年10月11日（金）14：26～16：36

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会
2. 実施要項（案）の審議
 - 内閣法制局LANシステム一式（内閣法制局）
3. 事業評価（案）の審議
 - 電子計算機システム一式（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）
 - 文部科学省行政情報システム運用管理業務（文部科学省）
4. 実施要項（案）の審議
 - システム技術支援業務（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構）
5. 閉会

<出席者>

（委員）

井熊主査、関野副主査、大山専門委員、小尾専門委員、宮崎専門委員

（内閣法制局）

長官総務室 北島調査官

西村CIO補佐官

（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）

総務部研修情報課 齊藤課長

総務部財務課 谷口課長

（文部科学省）

大臣官房政策課サイバーセキュリティ・情報化推進室 竹田室長

大臣官房政策課サイバーセキュリティ・情報化推進室 福井情報システム専門官

大臣官房政策課サイバーセキュリティ・情報化推進室 東山主査

(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構)

安全・信頼性推進部 泉部長

安全・信頼性推進部 荒木安全・信頼性推進グループ長

安全・信頼性推進部 中野システム安全推進ユニット長

調達部研究・事業調達室 原田室長

(事務局)

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○井熊主査 それでは、ただいまから第562回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、内閣法制局LANシステム一式の実施要項（案）、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の電子計算機システム一式の事業評価（案）、文部科学省行政情報システム運用管理業務の事業評価（案）、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構のシステム技術支援業務の実施要項（案）の4件の審議を行います。

初めに、内閣法制局LANシステム一式の実施要項（案）につきまして、内閣法制局長官総務室北畠調査官よりご説明をお願いしたいと思います。なお、ご説明は15分程度でお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

○北畠調査官 よろしく申し上げます。北畠と申します。私から、お手元にあります実施要項につきまして、まずは、ページが付されているかと思いますが、3ページの真ん中に、業務の概要を書いております。私ども内閣法制局LANシステム、これは電子メールとかインターネットとか、政府共通ネットワーク、オフィスソフト、これらを利用するための基盤を提供しております。その現行動いておりますLANシステムが今実際に抱えている問題を解決して、次期LANシステムを構築していきたいと考えております。

実際の次期の切り換えにつきましては、6ページに今書いてありますが、実際は27ページをご覧いただきたいのですが、上のほうに図2とありまして、今のLANシステムにつきましては、来年の令和2年12月31日までですので、当然その翌日から、令和3年1月1日から令和6年12月までが次のLANシステムになります。これからご説明させていただきますが、LANの機器を切り換えるだけではなく、いろいろな課題を解決するために考えておりまして、そのための開発、また構築していく期間を来年の4月から12月までの9カ月間で実施していきたいと考えております。

ですので、図の中でご説明させていただきますと、右側のほうに1月とありますのが次期LANの本番稼働で、それに向けまして、左側にあります4月から設計が始まりまして、並行稼働的なイメージで順次やっていきます。これにつきましては、私どもの法制局の特性もありますけれども、基本的に1年の1月から繁忙期と申しまして国会等が始まりますので、この段階で全てを一気に切りかえるというのは、いろいろなことをやっていきますとほぼ不可能だろうということで、7月ぐらいからと考えておりますが、順次できるものから切り換えていくという形で、並行稼働ということで考えております。

そうしまして、実際にどのようなことをやっていきたいかと考えておりますのが、22ページに調達仕様書（案）というものがございまして、その中身につきましては、62ペ

ージまで飛ばさせていただきますが、新たな内閣法制局LANシステムということで、「2. 課題と対応策」ということで①から⑥まで6つほど書いておりますが、大きくは、私どもで今一番問題になっておりますのが、グループウェアであるNotesというものを今使っております、これがメールとかスケジュール管理、あとは法制局内の掲示板であり、更に大きいのが、その中でデータベースを作っております。これは、職務上、基本的に国会関係の答弁の要旨を古いものは昭和30年から蓄積しておりますけれども、これをデータベース化して、そのNotesで管理・運営しております。そのNotesはIBMという会社が持っておりますが、インドの会社に売却を決定いたしました。そのサポートを受けられますのが令和3年9月、つまり、次のLANが令和3年1月から動き始めまして、その年のうちにはそれを使えるのか、使えないのか、その次のバージョンはどうなるのかというのはいまだにオープンにされておられませんので、そこまで引っ張って使って使えるようになるのかとなりますと、その前の年には開発の準備をしなければいけませんし、そうしますと、そのお金を調達するためには、その前の年に必要な経費、つまり令和元年ですので、今、この段階で次のバージョンのアナウンスがされておられませんので、業務上からいきますと、ちょっと動かせられなくなるのではないかとというのが中でありまして、それであれば、また新たな、Notesに匹敵するようなもので業務を切り換えていくということが、今LANの切り換えで私どもが考えているちょっと大きな問題です。

それを切り換えるに当たって、政府の方針でもありますクラウドサービスを検討しろという話もありますが、こちらのほうともいろいろと組み合わせて考えてみますと、実際に言われておりますコスト削減を図っていけというのがありますし、それを導入することによって、法制局は小さい職場ですけれども、いろいろなWeb会議であるとか、セキュリティ関係でいきますと、実際にしっかりやれば、庁舎外のものでもできるのではないかとというのが、運用業務の効率化も図られるのではないかと考えています。

さらに、今、有線のLANでやっておりますが、これを無線LAN化することによって、更に範囲が広がるのではないかと。私どものメインの仕事が、法令案の審査というのが先ほど申しました1月ぐらいから本格化して毎年動いていくのですが、実際の今の使い方を見ますと、審査する参事官というのは、自分のテーブルと、審査するテーブル——これは9人ぐらいかけられるテーブルですけれども、ちょっと数メートル離れているところに持っていて、使う人によっては、自分の机のほうにパソコンを置く、つまり審査では使わないという人もいれば、自分の机では使わないけれども、審査のときに使うということ

で、いずれかに置いておくような使い方を今しております。これも無線LAN化して、法制局内でそれを使えるようにするのであれば、パソコン自体を小さくしますが、それを持って歩くことによって業務の効率化が図られるのではないかと。それが進んでいきますと、ペーパーレス化につながることもあろうというのを考えております。

あとは、一部といいますか、他の職員から見ますと、今進められておりますテレワーク、これは実際に自宅のほうでありますけれども、そのパソコンを小さくしてやれるのであれば、持ち帰ってやることもできるだろうと。更に言えば、これは検討も必要ですが、個人のデバイスを使ってやることもできるのではないかとというような形で法制局としては考えております。

あと、ちょっと書いていますWebサイトとかとありますが、これも政府方針に基づきまして、デザインメニューの標準化を図れというのもあり、これは独特ですが、プログラム言語を使って実際にその画面を更新していくということがありまして、その更新した内容は、今ですと、実際にオープンしないと見えないというの、ちょっと細かい話ですが、そういう形でいろいろな問題もありますので、そこを業務の効率化ということでいろいろできるのではないかと。グループウェアは、大きな法制局の中の業務の見直しですけれども、クラウドサービス、そこら辺、諸々をひっくるめて、使いやすいものにしていけばいいのではないかとということで、次期LANを考えております。つまり、法制局としては、使いやすく安全なものでやっていけばいいのではないかと、そういう形で考えております。

早口で申しわけございません。簡単でございますが、次期内閣法制局LANとしては、今までの機器の更新だけではなくて、いろいろな見直しも一緒に図っていくということで、このような内容で考えております。簡単ですが、以上でございます。

○井熊主査 ありがとうございます。

ただいまのご説明に関しまして、ご質問・ご意見がございましたらご発言ください。

○大山専門委員 ご説明、ありがとうございます。ちょっと気になることがあるのですが、クラウドというのは利用されたいと、それから無線LANの話もというのは、これはよくわかるのですが、ただ、十分内部で検討したのかなということをちょっとお聞きしたくて質問させていただきます。

クラウドはあくまでも手段なのですよね。目的は、法制局にとって必要なサービスをいかに調達するかと。そのときに機器をどこまで持つのかとかという、これはリースにする

かとか、いろいろな手段、判断もあるわけで、トータルとしては、結局は最も安価で、なおかつ信頼に足る十分な機能を得ることが目標だと思うのですが、その中でこの今の動きというのは、現在のシステムと大きく変わることを想定すると、クラウドという話が出ていますので、ここに移行するときの競争性についてどうお考えになっているか。すなわち、今のシステムをクラウドに上げるということに対して、この仕様書の中では、特にそこに対する法制局側の責任の範囲というのがよくわからなくて、要はもう受注したところがやるのですよと言っているとすると、今、現行の業者はどのような対応をしてくれるという保証があるのか。それがはっきりしないと、移行するのに幾らかかるのかもわからない状況が起こってくる可能性があるのではないかなと私は思います。

と同時に、次のこのクラウドで調達したときに、その次は同じクラウドを使うという前提になっているのか。ここについてはもう競争性を発揮させることはご検討なさっていないのかどうかというのは、この仕様書を見る限りそこがわからないので、その辺についてどうしてお考えなのかをちょっとお聞きしたいと思います。いつものことなのですが、システムの入替えのときには、データを移すのが一番大変になっていて、特にデータベースがどういう形になっているとか、細かい話が開示されても、結局は今持っている現行業者に次の応札しようとするところは聞きに行くことがどうしても必要になることが多いのですよね。聞いた途端に、幾らでどこがやるかというのはわかってしまうので、そうすると当然のことながら手の打ち方が変わってきて、結果として競争性を損なうということが今までの経験から見ると起こり得るのですが、今回はそこについてはどういう手を打つか、特に形が変わるので、お聞きしたいと思います。

○西村C I O補佐官 では、私のほうからご回答させていただきます。

まず最初に、クラウドはあくまでも手段であって、目的としてはどう考えているかというところからご説明します。まず、内閣法制局LANの特徴の一つとしては、規模が非常に小さいので、普通に独自にサーバーを立ててサーバーを運用するという形ですと、どうしてもコストパフォーマンスが悪くなってしまう。その点、クラウドのように、サービスを買ってきて使うという形だと、比較的小規模な組織でも、それでも設計とか設定がありますから、コストパフォーマンスはよくないのですけれども、自分でサービスを立てるよりはましなコストパフォーマンスになるだろうと、まずコストの面からクラウドというのを考えております。

2つ目が、セキュリティレベルです。これも、大規模な組織でそれなりにお金と体制を

とれると、それなりのセキュリティ体制もとれるのですけれども、残念ながら非常に小規模な組織で、体制もそんなに大きくなく、あとお金もあまりありませんので、その中でセキュリティレベルを高くしようとなると、やはりクラウドベースのサービスを使うというのが今のところ現実解だと思っております。

あと可用性の問題。できればいろいろな問題、二重化したいし、データセンターも東京、大阪で二重化したようなものが持てるといいのですけれども、これもやはり独自でやろうと思うと、内閣法制局の規模ですと非常に難しいのですけれども、この辺もクラウドを使うと、可用性の問題もあまりコストをかけずに実現することができる。

ということで、目的としては、冒頭に申し上げました、まずコスト、それからセキュリティレベルのいわゆる我々のコストの範疇内での最適なセキュリティを狙うということ、あと3つ目が、我々の規模の世界の中で考えられるだけの可用性を追求する。そういったところからクラウドということにさせていただいています。

次にご質問いただきました競争性の観点なのですけれども、まずシステムインテグレーターをどうするかという競争性につきましては、もちろん現行ベンダーに対してかなり何度も参考見積もりを取得しております。あと、現行ベンダーだけでは競争性が担保できませんので、当初は、あと2者、合計3者に対して参考見積もりをとり、あと仕様の調整等も行い、競争環境を醸成しながら仕様を固めていきました。最終的にちょっと新規の2者のうち1者は途中でもうバンザイしてしまって、今のところは現行ベンダーと新規のベンダー2者と調整をしているというところになります。

あと、3つ目にご質問をいただきました、次のクラウドをどう考えているのかということなのですけれども、これはクラウドをどう考えているかということよりも、むしろ今この辺については、幸か不幸か、マイクロソフトのExchange Serverとか、それとクラウド版のOffice 365が今ワールドワイドで事実上のデファクトスタンダードになっております。これの対抗馬としては、グーグルのG Suiteのようなものもあるのですけれども、やはり今我々が実際に使っているOfficeソフトとの親和性・互換性、あとG Suiteの場合は、どうしてもクラウドを設置するデータセンター、国を日本国内に固定するというのが難しいということがあり、我々としては製品指定はしておりませんが、このままいくとOffice 365になる可能性が高いのではないかと予測はしております。

この後、では次のクラウドはどうなるかということなのですけれども、もちろんOffice 365が進化したものもしくはOffice 365を凌駕するよいサービスが出てくれば、喜ん

でそれも視野に入れ、乗りかえることも含めて考えていきたいと思っております。

○大山専門委員 ありがとうございます。最初のところの質問が大きく分けて3つになっているとすると、真ん中のところで、今あるデータをクラウドに上げるときの話で、競争性を確保するように調整しているとおっしゃいましたが、責務はどのようになっているのですか。その業務上やっていたときの責任範囲はどのように整理なさっているのか。それがここに書いていないのでよくわからないと思うのですが、今の情報をクラウドに上げるのは、今の現行業者以外が受注しようとする、必ず現行業者の協力を求めなければならないような形になる可能性がここにはあり得るのですけれども、それはもう競争性を失っているのではないかと思うのですが、そこについてはどのように対応なさるのでしょうか。

○西村CIO補佐官 まずちょっとデータを3つに分けてご説明したいと思います。1つは、まずメールとかスケジュールとかの情報。あと2つ目が、いわゆるファイルサーバーに格納しているExcelとかWordとかPowerPointとか、そういった一般的な文書的な情報。3つ目が、調査官のほうからもありましたけれども、いわゆるNotesDBに格納している業務データ。この3つについてちょっとご説明します。

まず1つ目のメールとかスケジュールについては、仮にOffice 365になった場合、NotesからOffice 365への移行というのはかなり一般的なもので……。

○大山専門委員 ちょっとごめんなさい。いいのですけれども、細か過ぎるかもしれないので、その説明よりも、そのことを明記なさるほうがよろしいのではないかと私のほうから逆に提案したほうが早いかもしれないのですが、要は読めないのですよ、そこが。それを実施要項にどう書かれるのかなというのをお聞きしたかったのですけれども。

○北島調査官 すみません。いわゆるデータベースの移行につきましては、それは申しわけございませんが、調達仕様書の中のほうには、今あるデータを移行するということを書いてはいるのですが、もっと細かく見るということですか。

○大山専門委員 いや、そうではなくて、今のデータベースの情報を完全に第三者から見わかるような仕様で詳細の説明があるのなら別にいいのですが、それを例えば開示しますとおっしゃるのか。そのときに質問事項が出ると思うのですよ。それに対して、発注者が間に入ってその調整をするというやり方もありますし、それから現行業者が責任を持ってそこに対応すると、そのときの費用は現行業者が持つのだというような書き方をすることもありますし、そういう幾つかの手があるのです。そこがはっきりしていないと、絶

対に新しく参入しようとするところは現行業者に聞きに行くことになってしまうので、その時点でもう競争性が損なわれるものが出てくるのですよ。ですから、そこに対して対して、原案の新しく競争性を高める、あるいは維持するためには、そこに対して発注側はどうするかということを明確に書く必要があって、その書き方によっては当然競争性を確保できる場合もできない場合も出てきますが、そこのお考えはそちらですので、私のほうから言うわけではないわけですが、ちょっとそここのところの記述が必要ではないかと思うのです。

○北畠調査官 記述のことはわかりました。データベースについては、現行業者は基本的には中身を知らない。当局の職員が粛々といいますか、作り上げて更新して、それを今までずっと使ってきていますので、それはどういうものに持っていくのか、今どうなっているのかというのは、正直に言えば、私どもしか知らない。なので、来年の4月に業者が決まりますと、移行期間の中、今いろいろ整理していますけれども、こういうデータベースでこのように使っています。なので、そこまでレベルがいかななくてもいいのですけれども、せめてこのベース、情報は守って移行して、次で使えるようにしてくださいということで考えておりますので、今のベンダーが中身を知っているかという、そこは知らないのです。

○大山専門委員 でも、それだと、工数を見積もれないですね。要するに金額に出ないと思うのですよ、どういふのかわからない状況では。そこは何か説明があるのですよね。

○西村CIO補佐官 ちょっとそこを補足させていただきますと、まずどこに書いているかというところなのですけれども、実施要項の2の(3)、ページ数でいうと、3/138ページの4/138ページにかけて記述させていただいてまして、ここで一応、業者の責任と我々の責任、あと現行業者、新規業者については書かせていただいております。

あと、一番ご懸念いただいている、ご心配いただいているNotesDBのデータ移行については、これは今年度、コンサルを入れまして、かなり詳細に調査しました。その調査した結果を、ちょっとページ数がすぐに出てこなくて恐縮なのですけれども、別紙2の機能要件定義書、ページ数でいうと100ページのところからデータベースの概要の説明をしております。

あともう一つ、これは後のほうでも書いているのですけれども、特にこれはNotesDBから新しいツール、例えばPowerApps等を想定しているのですけれども、NotesDBからPowerAppsに移行するので、完全に同じようなユーザーインターフェースにはならないと

考えていまして、NotesはNotesのよさを生かした業務の作り方をし、逆に今度は新しいツールであれば、新しいツールのよさを生かした移行の仕方があると思っていますので、ここについてはできるだけ時間をかけて、よく使う担当者に対して、できるだけアジャイル的に、作っては評価をしてもらい、直し、また評価をしてもらい、直しということで、移行期間の間に品質を上げていくというようなことを考えております。そういったことも一応この調達仕様書の中では書かせていただいております。ちょっと済みません、ページ数がすぐに出なくて恐縮なのですけれども。

○井熊主査 よろしいですか。ほか、どうでしょうか。

○関野副主査 今言った51 / 138ページのところに瑕疵担保責任と書いてあるのですけれども、いいと思うのですけれども、多分、民法の改正が、ちょっとうる覚えなのですけれども、2020年1月1日から4月1日だったと思いましたが、「瑕疵」という言葉が民法上なくなるので、言葉は確認しておいていただきたいと思います。

○井熊主査 では、私からよろしいですか。このシステム自体はLANのシステムで、システム自体が何か特殊なわけではなくて、今のものからこのクラウドを中心としたシステムへの移行のところが一番の工夫のポイントだということですよ。それで、一般的なシステムなのだけれども、技術と価格の比率を1対3にして、技術力をやっていると。それを総合評価でやったときに、この移行に関わる場所に200点ぐらい配分されていて、これを全部足すと1,000点ぐらいあって、移行の内容の提案の善し悪しがもうこの提案の勝敗を決するということになっているわけですね。そのときに既存の業者と、それからあとチャレンジャーの人が同じ理解で提案書を書けるのかというのが、これは多分大山先生の意見とも少し共通しているのかもしれないのですけれども、それがちょっと私はできるのかなと疑問に感じてしまうのですけれども、その辺は例えばどのような配慮をされていますか。これは普通ですと、いろいろ先ほど書いてあったのだけれども、移行に関するご希望が書いてあるのですけれども、定性的な面が多くて、業者だと、質問したいこととかというようなことがあるのかなと。だけれども、提案期間というのは公示から提出期限まで2カ月弱で考えると、そういう提案でいろいろやっていくには少し短いかなという感じがするのですが、その辺の既存業者に対するチャレンジャーの人の不利さというのをどのように克服するつもりですか。

○西村C I O補佐官 ありがとうございます。これはちょっと私も当初はご指摘のようなところを非常に懸念していたのですけれども、今回このNotesDBというのが、現行の業者

が作っているというわけではなくて、かなりの部分、職員たちが自分で作って、自分で改善していったいて、実は現行業者もそんなに現状のNotesDBに詳しいわけではない。要は新規業者、チャレンジャーが不利というよりは、意外と現行業者にアドバンテージがない状況だと思っております。その点では、完全に横一線とは申しませんが、現行業者の有利さというのはそんなに大きくないと思っております。現実、ここは現行業者もあまりサポートというか、保守をしていないところのようでした。

○井熊主査 それはデータベースだけのことで、そこからの出し入れとか、実際の業務をやっている人のほうがこのシステムに関しての知見があるということは間違いのないわけですね。ですので、先ほど事前にいろいろなコミュニケーションをされているという話がありましたが、その移行のところをこの事業のポイントとされているわけで、その公平性というか、競争性のポイントをどうやって公平にしていって、「ああ、これだったら我々も勝てるかもしれない」とチャレンジャーの人が思うような環境をつくるかというのは、やはりもう少し、大した差がないのではないかと期待感ではなくて、何か具体的な策としてお示ししていただきたいなと思うのですよね。

○西村CIO補佐官 実際この移行先のツールについては、実は3種類ぐらい想定するツールがありまして、これはツールベンダーさんにちょっとご協力いただいて、今あるものをそのツールを使って移行したらどんなものになるかというイメージを法制局向けにプレゼンをしていただく機会をつくりました。そのときに、いわゆる見積もりをとっている業者、現行ベンダーもチャレンジャーも同じように参加していただいて、同じイメージを持っていただいたということはあります。だから、全く今後出てくる新規の方に対しては、若干公平性がなくなるかもしれませんが、あくまでも我々は、見積もりの精度を上げてもらうということと、あとはツール選定の考え方で、どのツールがよいかというところでもいろいろな方の意見が欲しいということで参加していただいています。そこでツールベンダーを交えて、複数のSIerも含めて、同じ土俵で議論をさせていただいています。

○井熊主査 よろしいですか。

○大山専門委員 いいですか、もう一回。

○井熊主査 どうぞ。

○大山専門委員 ちゃんと理解するためにもう少し聞きたいのですが、まずこの全体の今のお話を聞いていると、LANシステム一式というのは何か合わないですね。LANが欲しいのではなくて、もう全然、どっちかという業務に近い感じがするのですけれども、

まずこれは印象として申し上げたい。私どもの意見として申し上げます。

それから、さっきの引き継ぎのところなのですが、この文章は、せっかく今お考えのことがはっきりしているのであれば、4/138ページのAのところの第2段落の3行目に「現行受注者及び当局から業務の引継ぎを受けるものとする。その際の事務引継ぎに必要な経費は、現行受注者の負担となる」と書いていただいているので、ここは逆に言うことで必要なのは全て出てくるという保証を発注側のそちらでは対応いただけるということとっていいのですよね、この意味は。要するに、現行受注者がどこまでやってくれるかというのがこれでは読めないのですよ、「引継ぎ」と書いてあるだけなので。そこは大丈夫だと考えていいのですよね。

○西村C I O補佐官 はい。ちょっと今確認はとりましたけれども、まずこの現行受注者を調達したときの全体の調達のと同時に、次の業者に対してちゃんと引き継ぎをなささいということをお願いしていますので、ここは我々としては堂々と要求ができます。

○大山専門委員 ああ、そういうこと。わかりました。

では、あとは先ほどのタイトルかな。

○西村C I O補佐官 ここはおっしゃるとおり、私もちょっと思うところはあるのですが、いろいろなものが入って、いろいろな要素があるので……。

○大山専門委員 変えられないのだね。

○西村C I O補佐官 ですけども、逆に言うと、では何に変えればいいのかというと、それもなかなか難しいので、ここは今の名前のままいかせていただきたいというところがございます。

○大山専門委員 でも、意見の話で恐縮なのだけれども、せっかくこういうトライアルをやる中で、言ってみれば、今オンプレでやっているものをクラウドに上げてみると、そういうチャレンジをほんとうにやっていくのだろうと思うのですが、ただ、先ほどの話ではありませんが、クラウドを業者が幾つも出てくるときに変更していくということに対する明確な考えが今ないわけですよね。仕様はまだわからないというのも、例えばデータを全部引き出すということを絶対条件にするとか、いろいろな方法があったと思うのですが、そういうことは今言わないのですよね、ここでは。だとすると、これはどう見ても、普通にLANのシステムを入れかえるとは全然思えなくて、もっとチャレンジングな名前にしてもほんとうはよかったのか。ただ、多分もう候補に挙がってしまっているから変えられないという話があるのかもしれないので、そこから先は申し上げませんが、大分

このイメージが違うような気がします。これは私の意見です。

○井熊主査 ほかはよろしいですか。どうぞ。

○小尾専門委員 これはちょっと内容にかかわるところかもしれませんが、今回このシステム調達をしてクラウドを使うという、全体としてOfficeベースでという話もあるので、もしかすると想定としてはAzureとかを考えているのかなと思うのですが、49/138ページのところに情報システム監査の話が出ていて、一般的には、クラウドサービスというのは、監査を受けないというか、立ち入りを認めていない場合が非常に多いと思うのですが、ここに書かれているように、内閣法制局が監査の実施を必要と判断した場合は、その実施内容を受け入れなさいと書かれていて、これを実際に満たすようなクラウドサービスが存在しているのかどうかというのは十分吟味されていますか。

多分、一般的に今までのオンプレだったら、これは別に、業者がどこかのデータセンターに置いてというのを監査するというのは、多分受注者が受け入れればできると思うのですが、クラウドサービスの場合にはこれは非常に難しい要件になってしまう可能性があるのですけれども。

○西村C I O補佐官 そこについては、ちょっと資料のチェックが甘かったかもしれません。趣旨としては、クラウドサービスについては、SOC 2・SOC 3の取得を前提に選定していますので、SOC 2・SOC 3を取っているところについては、我々みずからが立入検査などをすることは想定しておりません。したがって、ちょっと意図として書きたかったのは、要はSOC 2・SOC 3といった認定を取っているところについての監査はしないけれども、クラウド以外の部分については監査をしますということをちょっと書こうとしていて、ちょっとそこが正確に記述できていなかったかもしれません。

○大山専門委員 それは決定したのですか。法制局としては、決定なさっているのですか、そういう考えでいいということは意思決定なさっていると思っいいのですね。

○西村C I O補佐官 済みません、ご質問の意図について、ちょっとよくわからないのですが、政府の政府情報システムにおけるクラウドの利用方針の中で、いわゆるクラウド認証とかSOCを取っているクラウドを選定することとしていますので……。

○大山専門委員 済みません。それはそうですが、もともとクラウドでなければいけないとは言っていないのですよね。僕はC I Oに確認しましたが、そうではないと言っています。だから、そう決定しているのは各省なので、法制局はそう判断したということによろしいのですねと聞いているわけです。

○北島調査官 はい。いろいろな中で、先ほど私のほうから、いろいろな諸問題があつて、今まで何年もできなかったことが、ちょっと言葉はあれですけども、ちょうどいい機会なので、いろいろなものやっけていきたいというときに、内閣法制局の中で持っている情報、これがいわゆる、通常で言いますと特定秘密とか、いろいろな言い方がありますがけれども、そういう情報をどれだけ持っているのだろうと。確かに、それが漏れたら、大変なことになり、いいことかという、悪いことなのですが、それが今の環境で法制局内で持っているのがいいのか、それと、いろいろ聞いていますクラウド、いわゆる裁判管轄権の問題もありますけれども、そういうものを考えるのと、あとは有線がいいのか、無線が安全なのかといういろいろ考えた中で、そこは言葉はあれですけども、法制局内で持っているよりも、実はセキュリティの面から見ると高いのではないかとこのので、それは法制局内でも了解というか、理解は得ています。

ただ、ほんとうの細かいところまでとくと、実はあるのかもしれないのですが、それは詰めていきますけれども、今のところ考えている中では、実はそこまでの秘密性の高いものとかはないという意味で、どっちに置くのが一番いいのだろうかということで、クラウド化というのを真剣に考えて、それはやれとは言われていませんが。それと、ちょっと余談ですが、いわゆるコスト削減というのもずっと言われていまして、これはいろいろなところでオープンになっていますが、政府として予算を3割削る目途でやれと言っていますが、何らかの形でいろいろなところに出ますと、法制局だけゼロ%と出るのですよね。つまり、LANシステムしかありませんし、そういうのを削減と言われても、48月ですから4年間ずっと使っていますので、その中で変えていくことはできないので、今やらないと、また4年間やれない。そういうジレンマと申しますか、そういうのもありつつ、ではどれだけクラウドというのは、世の中が言っています危険なのかと言われると、逆に、ちょっとずつですが、調べていきますと、今あるよりは安全ですし、セキュリティもどんどん高まっていく。逆に言うと、今のLANシステムは、これを4年で固めますと、そんなに変わることはできないですから、ではそれがいいのかというのが、ちょっといろいろ絡めていったときに、内部の上層部への説明に対しては、こういうこととこのことで了解は得ています。

言い方がちょっとあれかもしれませんが、そこは、これを1から10までと言われると、こういう考え方でこういうことを目指して、当然セキュリティにも万全を期してやっけていきますということで上げています。

○大山専門委員 済みません、これ以上はもういいかなとは思いますが、クラウドといっても、要件さえ満たしていれば、別にクラウドが悪いとかと言うつもりは全くなくて、逆にコストダウンになればそれはいいことなのですよね。ただ、監査をするとか、いろいろなことに関して、自分たちは選択をする。要するに、この入札で決まったところがどうするか的前提条件が、応札の仕様書の中で見ればわかるわけなので、そのときに総合評価の中から見たら失格にするような項目があるのかないのかを含めて、ちゃんと慎重に対応していかないと、クラウドが悪いとか、オンプレが悪いとか、そういうことを言いたいわけではないのですよ。ただ、クラウドだから、例えば安い方向へ値段を下げていけばいくほど、当然パブリックにいくでしょうし、いろいろな形でのコントロールはしばらく、でも値段は下がっているというも現にあるわけですから、そこに対する線引きといいますか、発注側の思いを明確に書く必要があるのではないかなと思うので、そのときに、その意味で総合評価のところを含めたお考えをちゃんとお聞きしたかったというのが私の趣旨です。そこについて、まだすっきり落ちないので、自分の中では、したがって何回もお聞きしているような状況になっていて申しわけないのですが、そこは法制局内部でお考えになったクラウドに対してはいいのではないかというのは合意がとれているかもしれないのですが、クラウドといってもいっぱいあるので、その中でどこまでを許容するのか、それからその理由は何かというのを明確にする必要があるのではないのでしょうかということを申し上げています。そこについてはそちらの最終判断だと思いますが、私自身としては、こういうのを今までいろいろなところでも見ていますので、その点についてぜひはっきりとしたお考えを出さないと、入札のときにいろいろな問題をこの後起こしていく可能性があるんで、ぜひそこは十分ご検討いただきたいということを申し上げています。お願いいたします。

○北畠調査官 わかりました。ありがとうございます。

○井熊主査 よろしいですか。

それでは、いろいろ意見が出ましたが、本実施要項の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき点はございますか。

○事務局 特にございませぬ。

○井熊主査 実施要項の内容については、先ほどの情報監査の問題、そこはちょっとご確認をしていただきたいという点が一つであります。それからあとは、大山先生のほうから

ありましたが、これが普通のLANの事業ではなくて、もう少しいろいろな難しさを含んでいる事業だということをどうやって説明するのかというような部分があります。

それからあと、私のほうで言わせていただきました、この移行に関するところでどうやって競争に参加する人たちの公平性を保つのかということがあります。先ほどいろいろな事業者とご議論されているというようなこともありました。これは実際に仕様書をとられている方は6者とか10者とか過去にいるわけで、そうすると既存の業者と、議論している業者と、その他の業者という3種類の業者がいるわけですね。この人たちに対して適切な情報提供の機会を与えているというのをどうやって整えるのか。それからあとは、10者全員が参加するわけではないので、本当に参加するやる気のある人とちゃんとディスカッションして理解を高めていただいて、実質的な競争をやるという、そのご努力をされていることはよくわかるのですが、ただ、ほかに資料をとられている方がいるとなると、その人に対しても必要とあれば議論するような機会を与えているようなことをやっていけないといけないのかなと思ひまして、そこら辺のたてつけのところをどうするのかというようにところを少し、今幾つか申し上げましたが、整理していただいて、それを事務局のほうにご連絡いただけないかなと思ひます。その内容を今先生方に確認していただいた後に手続を進めていきたいと思ひますが、皆さん、よろしいでしょうか。

では、そういう形でやらせていただきたいと思ひますので、ちょっとその辺は整理していただいて、事務局のほうにご連絡いただければなと思ひます。本日はどうも長い時間、ありがとうございました。

○北畠調査官 ありがとうございました。

(内閣法制局退室)

(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所入室)

○井熊主査 それでは、続きまして、電子計算機システム一式の実施状況につきまして、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総務部研修情報課齊藤課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いいたします。

○齊藤課長 研修情報課長の齊藤です。よろしくお願ひいたします。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所でございますけれども、特別支援教育、従来の特殊教育、障害のある子供たちへの教育について、研究事業や全国の教職員への研修事業を行っている独立行政法人でございます。今回、平成28年に電子計算機システム一式を更改するに当たって、民間競争入札等の審議を受けまして、それに基づきまして入札を

実施し、導入がされた次第でございます。

研究所の業務でございますけれども、一般的な事務職員と研究職員が半々くらいの人数で、総勢80名程度が常勤職員として存在しております。このほか、時期によりまして、2カ月間の研修を受けるために、年3回、それぞれ100名程度の研修員を受け入れて、宿泊型の研修を行っているところでございます。

業務の概要でございますけれども、普通に電子計算機システムを使っております、事務職ですと、Microsoft Officeに入っているようなPowerPoint、Excel、Word、Access等の普通の業務を処理するためのアプリケーション等々を利用しているということでございます。

この業務の概要の図が委員の皆様にも渡っているかと思っておりますけれども、調達した範囲のほかに、職員利用端末、研修員持込端末等々、これは、職員利用端末のほうは、研究職員が独自のソフトを使いたいような場合には研究所のLANシステムに接続して使えるようにしている。研修員についても同様でございます、研修員が持ってきたコンピューターをLANシステムに接続して活用できるようにしているという、そのようなシステムを組んでおります。

続いてこの続きとかもお話しするのでしょうか。

これらのシステムでございますけれども、(2)でございますが、契約期間が平成28年12月から令和2年11月までの4年間というような形で組んでおります。

受託した事業者は日本電気株式会社ということでございまして、今回の評価の期間でございますけれども、2枚目に行きますが、平成28年12月から令和元年6月までの期間とらせていただいております。

(5)の事業者決定の経緯でございますけれども、入札参加者から提出された提案書等は、一者入札でございましたけれども、要件を満たしているということでございまして、最低価格落札方式でございますけれども、予定価格の範囲内であったことから、日本電気株式会社が受託者ということになりました。

続いて、実施経費の状況及び評価でございますけれども、実施経費といたしましては、平成28年12月から令和元年6月までの31カ月間ととりまして、その間の実施経費が6,314万659円、税抜きという形にしております。

(2)の経費削減効果でございますけれども、実施前の契約ですと、平成24年12月から平成28年11月まででございますが、今回の評価期間に合わせたような期間をとり

まして経費を比較したところでございます。平成24年12月から平成27年6月までの同じく31カ月間の経費ということで、その経費を計算いたしますと、総額6,598万7,820円でございます。差し引き284万7,161円、削減率といたしまして4.31%削減されたということになります。

これらの評価でございますけれども、市場化テスト実施前と比較して4.31%減少していること、情報システムとしてきちんと動いて、利便性の向上や、セキュリティの強化も図られているため、効果を上げていると評価しております。

また、市場化テスト前と比較して、予定価格ベースでは6.96%上げておりますけれども、契約額ベースでは、前述のとおり4.31%の減となったことから、効果が上がっていると評価しております。

評価の2)で、確保されるべき水準の評価ということで、仕様書に記載しております業務内容の評価でございますけれども、一通り実施できていることから、水準を満たしていると評価しております。

3ページ目になりますけれども、システムの改修及び時間ということでございますけれども、電気設備の点検のために年1回とめているときはございますけれども、それ以外につきましては停止はなかったことから、一定の水準を満たしていると評価できます。

③、セキュリティ上の重大障害件数でございますけれども、セキュリティ上重大な障害は発生していないことから、水準を満たしていると評価しております。

続いて、④、システム運用上の重大障害件数でございますけれども、これも発生しておりませんから、一定の水準を満たしていると評価できます。

続いて、3番でございますけれども、民間事業者からの改善提案による改善実施事項等ということでございますが、シンクライアントシステムでメモリを各端末に割り振っているところだったのでございますけれども、基幹サーバー用にメモリを予備で残していった部分がございまして、システムが重く、各端末のユーザーがうまくアプリケーションを動かすためには、もうちょっとユーザー端末へのメモリ割当を増やしたほうがいいのではないかとというような提案を受けて、それを実施して、利便性が向上したということが実績として挙げられております。

続いて、全体的な評価でございますが、これは「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づく評価でございますけれども、表に整理しております。

①が、事業実施期間中に、受託事業者が業務改善指示等を受けたり、業務に係る法令違

反行為等がなかったかということでございますが、これはなかったということで、判定は○にしております。

続いて、実施府省等において、実施状況についての外部有識者等によるチェックを受ける仕組みを備えている、もしくは評価委員会を設けることが予定されている。これは、監事及び物品・役務・工事等に係る契約の過程及び内容等について点検するために、どこの独立行政法人にも設置されているところなんですけれども、研究所の監事と外部の会計士を入れて契約監視委員会も設置して評価しておりますので、これも判定は○ということにしております。

③でございますが、入札に当たって、競争性が確保されていたか。これは、結果といたしまして、一者応札でございました。入札の説明会等々には9者ほど興味を示したところがございましたけれども、結果として一者応札であったということで、△ということにしております。

④、対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標について、目標を達成しているか。これは達成しているということで、○とさせていただいております。

従来経費と契約金額とを比較した場合、経費削減の点で効果を上げているかということでございますが、少ない額ではございますけれども、削減しておりますので、効果を上げているということで、○と評価しております。

続いて、4ページ目でございますけれども、ここの「なお」書きの部分で一者応札についてちょっと記載しておりますので、ご紹介させていただきます。本件調達に際し、落札業者を含めて9者への誘引等を行ったものであるが、結果として1者を除き入札辞退となりました。その辞退した理由について確認し、回答が得られた部分でございますけれども、参考見積の金額では、その後に確定された仕様のうち、導入及び保守に関する部分、これについて額がかかるということで、そこを満たすことができない旨の回答を得ることができました。

最後でございますが、以上のように、実施要項において設定したサービス等の質は確保されており、国立特別支援教育総合研究所電子計算機システム一式は、当研究所における研究業務等を確実に実施するため、研究所システムの利用者への継続的かつ安定的なサービスの円滑な提供に資するという目的を達成しているものと評価しました。

最後に5番目、今後のことでございますが、本事業につきましては、結果的に一者応札であるが、この点を除いては、基準を満たしており、おおむね良好な実施結果が得られて

いるものと判断しております。

競争性の確保に関しましては、今後においても民間事業者のさらなる参入促進を図るとともに、近年市場で普及してきているクラウドサービスの導入を検討しているところがございます。また内閣府のほうで、サイバーセキュリティセンター等々のほうでセキュリティ要件等々の基準等を示しておりますので、そのセキュリティ要件の担保を目指しつつ、市場化テストによる民間競争入札を継続して実施したいと考えております。

これにつきましては、少し時期が遅くなりますけれども、最後の部分でございますが、当研究所におきまして、IT基盤のどれをクラウドに移行して、どれが移行できないのかを検証しながら、クラウド化していくという方向でございます。別途契約によって現行システムと同等のシステムを1年間新たに契約することとして図っていきたいと思っております。

説明は以上となります。

○井熊主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）につきまして、総務省より説明をお願いします。説明は5分程度をお願いします。

○事務局 それでは、評価（案）についてご説明申し上げます。資料B-1をごらんください。

事業の概要等につきましては、重複いたしますので、割愛させていただきます。

評価でございます。評価の結論といたしましては、競争性の確保の点において課題が認められることから、市場化テストを継続することが適当であると判断いたします。

2ページ目をごらんください。対象公共サービスの実施内容に関する評価でございます。先ほど研究所のほうからも説明がありましたとおり、質に関しましては、仕様書に記載の「業務内容」の適切な実施、それからシステムの停止回数及び時間、セキュリティ上の重大障害件数、システム運用上の重大障害件数、いずれについても質の確保は達成できていると判断いたします。

それから、民間事業者からの改善提案につきましても、「基盤サーバー内メモリの領域最適化」ということで提案があり、これを採用したところ、利便性向上につながったという結果が得られております。

実施経費の比較でございますけれども、市場化テスト前後の対象の31カ月間をもって計算いたしましたところ、1年間平均にならしまして110万円余りの削減額、率に直し

まして4.31%の削減率を達成しておりまして、一定の削減効果があったものと評価できると考えております。

3ページ目にまいりまして、評価のまとめでございますけれども、今申し上げましたとおり、年平均4.3%の経費削減効果が認められたこと、それから実施状況につきましても良好であったということで、この2点については確保ができたと考えております。

一方、冒頭申し上げましたとおり、入札が一者応札ということになっておりまして、競争性の確保について課題が認められました。

今後の方針でございますけれども、以上のとおり、繰り返しになりますが、市場化テストの継続という評価にいたしたいと思っております。

それから、先ほどの研究所の説明のとおり、このシステムの大幅な更新というのが念頭にあるということでございましたので、市場化テストも新しい仕様設計に基づいて実施するのが適切であると判断いたしまして、その新しい仕様に基づいて実施要項の審議を行っていただくということで、ここまでの結論にしたいと考えております。

以上でございます。

○井熊主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対しまして、ご意見・ご質問のある委員はご発言願います。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○関野副主査 ご説明、ありがとうございます。1点質問させていただきますが、経費のところ、4%の節減があったというご説明でしたが、従前と比べて、業者は同じ方ですよ。なので、どこで節減だったかというのはお聞きになっていきますでしょうか。

○齊藤課長 どこで特にとというようなことは聞いていないんですけれども、従前の平成24年12月からの契約におきましては、総合審査方式でやっておりまして、この場合には2者、応札があったのですが、予定価格が超過しているところが1者、予定価格以内が1者ということで、予定価格以内の日本電気株式会社のほうに落札者を決定したところでございますが、今回の平成28年12月のほうは、最低価格入札方式でございまして、日本電気のほうでの入札に勝つための勘案した結果ではないかというようなことぐらいしか想定できません。はっきりしたことはわかりません。申しわけございません。

○関野副主査 もう一つ考えられるのは、やっていることが全く同じで、価格が下がったというのであれば、業者の習熟度が上がったということだろうと思うのですが、そうすると、継続だからしょうがないのですが、新しい人が参加するということはちょっと難しいのかなど。先ほどご説明があったとおり、参考見積もりの金額では難しいと

というお話があったので、そうすると、普通に考えれば、今の業者がずっと引き継ぐのかなという考えになってしまうのですが、ご自身でもそのようにお考えということでしょうか。

○齊藤課長 引き継ぐというのは、次期のシステムにおいてもということですか。

○関野副主査 はい。

○齊藤課長 次期のシステムにおきましては、クラウドに移行したいと考えておきまして、クラウドにつきましては、今ちょっと市場が活性化してきているのではないかとということで、もうちょっと応札が1者だけではないような状況をつくり出せるのではないかと思います。日本電気にそのままやってもらうというようなことは考えておりません。

○関野副主査 ありがとうございます。

○井熊主査 ほか、いかがですか。どうぞ。

○小尾専門委員 一者応札になったときに、ほかのところの入札しなかったところのヒアリングで、「確定された指標のうち、導入及び保守に関する部分を満たすことができない」と言われているわけですが、価格ではなく、導入とか保守に関する部分という具体的な要件とは何だったかみたいなことは、ヒアリングをしていますか。何か余計な要件が入っていて、その要件を満たせないから入札しなかったという話なのか。そのクラウドに移行するかどうかというのは別としても、ここの部分が次の調達のために非常に重要なポイントになってくる可能性があるかなと思ったりしているのですが、何か具体的に業者から回答はありましたか。

○齊藤課長 具体的な回答といえますか、相談見積りの段階では詳細には詰めていなかったという点があるのですが、導入対応や保守の部分が調達の仕様書ではかなり手厚くなっていて、その業者が想定していたよりも一段高い対応をする必要が生じて、所要額ではまならないため、辞退と聞いております。

○小尾専門委員 そちら辺は少し、システム自体はそこまで重いシステムではないような気がしていて、次の調達のために、この部分の要件を緩められるのかどうかということも含めて、少しご検討されたほうがいいかなと思いますので、よろしくお願いします。

○齊藤課長 ありがとうございます。

○井熊主査 ほか、よろしいですか。

それでは、本事業の評価（案）の審議につきましては、これまでとさせていただきますが、事務局から何か確認すべき点はございますか。

○事務局 特にございませぬ。ありがたうございました。

○井熊主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、継続するという方向で監理委員会に報告するようお願いいたしたいと思ひます。今の先生からもご指摘がありましたけれども、次期システムでは、ぜひ競争性が改善するよな工夫をした上で、また議論ができればなと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○齊藤課長 はい。ありがたうございました。

○井熊主査 本日はありがたうございました。

○齊藤課長 こちらこそ、ありがたうございました。

(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所退室)

(文部科学省入室)

○井熊主査 では、続きまして、文部科学省行政情報システム運用管理業務の実施状況につきまして、文部科学省大臣官房政策課竹田室長よりご説明をお願ひしたいと思ひます。なお、ご説明は10分程度でお願ひいたします。よろしくお願ひします。

○竹田室長 それでは、資料3に基づきご説明させていただきたいと思ひます。私は、文部科学省大臣官房政策課サイバーセキュリティ・情報化推進室長の竹田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、民間競争入札実施事業の文部科学省行政情報システム運用管理業務の実施状況についてということで、まず1.の事業の概要でございませぬ。「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく民間競争入札を行ひまして、平成24年度から文科省の行政情報システムの運用管理業務を実施しておひりまして、現在実施している事業は2期目ということになっておひります。

(1)の業務内容でございませぬ。①から⑦までございまして、まず①が手順書等の作成、そして②が定常時の対応ということで、問い合わせ対応であったり、貸出対応、アカウント登録等の運用管理業務でございませぬ。③、障害発生時の対応ということで、障害が発生した場合における問い合わせ対応や、障害の一次切り分け、あるいはエスカレーションといった業務になります。④、行政情報システムの現況確認支援ということでございませぬ。そして、⑤が事業更新時の引き継ぎの関係でございませぬ。そして、⑥、こちらが運用作業の改善提案でございませぬ。⑦がODB登録用シート提出。

以上のような業務内容になっておひります。

そして、(2)、契約期間でございませぬが、平成29年1月4日から令和3年1月3日ま

での4年間ということになっております。

そして、(3)の受託事業者でございますが、日本コムシス株式会社となっております。

そして、その下、(4)の実施状況評価期間でございますが、平成29年1月4日から平成31年、本年の3月31日までとなっております。

そして、(5)、受託事業者決定の経緯でございますけれども、次ページへ行っていただきまして、入札参加者2者から提出された文部科学省情報システムの運用管理業務における提案書を審査しまして、当省で決めました評価項目が全て満たされているということを確認いたしまして、平成28年9月27日に開札を行いまして、総合評価を行った結果、日本コムシス株式会社が落札者となったという経緯でございます。

その下、2.の確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価でございます。まず、1次回答時間でございますけれども、達成率につきまして100%ということになっておりますので、サービスの質は確保されているということでございます。

そして、その下、障害連絡時間でございますけれども、こちらも達成率が100%ということで、質は確保されているということでございます。

そして、その下、作業遅延の件数でございますが、作業遅延の件数はゼロ件となっております。

その下のセキュリティ上の重大障害件数でございますが、こちらも重大障害件数はゼロ件ということになっております。

そして、次の行政情報システム運用上の重大障害件数でございますが、こちらも障害件数はゼロ件ということになっております。

そして、その下の運用管理業務に係る文書の更新対応時間でございますけれども、更新対応時間は変更内容確定時点での翌月以内ということでございますが、こちらのほうは達成しております、サービスの質も確保されているということでございます。

そして、その下、職員向けFAQ、マニュアルの更新でございますけれども、月に2度実施している定例打ち合わせにて更新の提案を受けておまして、こちらのほうもサービスの質は確保されているということになっております。

そして、3.の実施経費の状況及び評価でございますけれども、まず(1)の実施経費でございますが、平成29年1月から令和3年1月まで1億2,192万円ということになっております。

(2)、経費削減効果でございますが、平成24年度の実施経費と平成29年度の実施経

費の比較をさせていただいております。平成24年度から平成29年度に比べまして1,334万5,000円の削減となっております、削減率としては36.8%となっております。

(3)の評価でございますが、今申し上げた数値ということで、削減することができたという状況になっておりまして、今回の調達では2者応札となったことから、競争性は確保されたと評価しております。

そして、4.のところでございますが、民間事業者からの改善提案による改善実施事項等でございます。こちらのほうは、事業者から報告される報告書等におきまして、セキュリティ対策の強化、運用の効率化、利便性の向上等の観点から随時の改善提案がなされて、実施されているところでございます。

まず(1)のセキュリティ対策の強化につながる取り組みとしましては、省内ペーパーレス会議用の貸出端末につきまして、使用後のシャットダウンによりデータの自動削除を行うということになっているのですが、返却時におきましてもスリープモードのままである場合など、シャットダウンによるデータ削除が行われなくて、事業者による削除作業を実施していたところでございますが、そうした場合に作業工数の増加か、端末内にその前の貸出相手が残した情報がそのまま残っていたりというような状況で、リスク、セキュリティ上の問題があったということに対応するため、貸出時にチェックシートを同梱し、返却時にチェックがされる仕組みを導入することによって、セキュリティが確保されるようになったということでございます。

そして(2)、運用上の効率化につながる取り組みとしまして、行政情報IDの申請における業務フローにつきまして、手作業が多く存在し、転記ミス等により作業工数が過剰にかかっていたところ、業務フローの最適化とtool化による自動化を実施したということで、効率化するとともに職員へのレスポンスの短縮にも努めることができたというものでございます。

そして(3)、利便性を向上させる取り組みでございますけれども、ポータルサイトに掲載しているFAQにつきまして、毎月の問い合わせ内容を集計し、特によくある問い合わせをわかりやすいように資料にまとめてポータルサイトのトップページに掲載したということによりまして、トップページに掲載資料も適宜修正するというので、架電件数を減少させるとともに、職員においても自己解決が可能となり、利便性が向上したというものでございます。

続きまして、5.の全体的な評価でございます。こちらは、実施要項において設定したサービスの質は下の(1)と(2)のとおり確保されておまして、運用管理業務につきましては、システムの利用者への継続的かつ安定的なサービスの円滑な提供に資するという目的を達成しているものと評価しております。

(1)の主要サービスの稼働率等におきましては、職員からの問い合わせに対する当日対応比率は99%以上ということでございます。そしてまた職員からの問い合わせ対応が60分以内に完了した比率も90%以上ということで、運用が適正に行われていると考えております。

そして(2)のヘルプデスクの対応状況でございますけれども、受託事業者からは日々の問い合わせの内容に応じた改善提案がなされまして、その承認を得た上で改善が行われておまして、運用業務としてはおおむね公共サービスの質の維持向上が確保されているものと評価しております。

このように、実施要項におきまして設定したサービスの質においてもおおむね確保されておまして、目的を達成しているものと評価しております。

6.の今後の事業でございますけれども、①から⑤のところに書いておまして、前にも述べてきた部分もあり、重複している部分もありますので、ちょっと割愛させていただきますけれども、サービスの質は確保されていると考えております。

(2)の次期事業の実施のところでございますけれども、事業の実施状況にあるとおり、本事業については、総合的に判断すると良好な実施結果が得られていることから、次期事業におきましては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づきまして、終了プロセスに移行した上で、みずから公共サービスの質の維持向上及び経費削減を図っていくこととしたいと考えております。

なお、終了後も公共サービス改革法の民間競争入札のプロセスを通じて進めてきた公共サービスの質、実施期間、入札手続及び情報開示に関する事項を踏まえた上で、サービスの質の維持向上及びコスト削減を図っていくこととしたいと考えております。

私からは以上でございます。

○井熊主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価(案)につきまして、総務省よりご説明をお願いします。説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、資料C-1の評価(案)について説明いたします。

まず1ページ、Iの事業概要等ですが、文部科学省から説明がありましたので、割愛させていただきます。

II、評価ですが、結論から申し上げますと、終了プロセスに移行することが適当であると考えております。以下、内容について申し上げます。

2ページ目をごらんください。確保されるべき質の達成状況ですが、表に記載している、設定された基準を全て満たしており、目標を達成しております。また、民間業者からの改善提案は3点あり、改善がなされています。

3ページ目、(3)の実施経費ですが、従来経費と今期の経費を比較すると、36.8%の削減となっております。なお、従前経費が9カ月分ですので、今期の実施経費についても比較ができるように9カ月分に換算しております。

(4)、評価のまとめですが、入札において複数の応札があり、競争性が確保されています。業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定した質については、全て目標を達成しております。

また、民間事業者からの改善提案により、セキュリティ対策の強化による取り組みなど、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できております。

また、実施経費についても、経費削減が図られており、公共サービスの質の維持向上、経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価できると考えております。

なお、本事業の実施期間中に受託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令違反行為等もなかった。また、今後は文部科学省に設置している外部有識者で構成されている役務等契約監視委員会において、事業実施状況のチェックを受ける予定であります。

最後に、今後の方針ですが、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」II、1の(1)の基準を満たしていることから、市場化テストを終了することが適当であると考えております。

市場化テスト終了後の事業実施については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、文部科学省がみずから公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めていると思っております。

以上です。

○井熊主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問・ご意見のある委員はご発言ください。どうぞ。

○宮崎専門委員 ご説明、ありがとうございます。結論として終了プロセスということで、特に違和感はないんですが、1点だけ確認なんですけれども、これは、結果を見ますと、複数年になったことによってコスト削減が3割ぐらい大きくなったのかなと思うのですが、今後、公サを離れて独自に文部科学省で入札をやっていく際には、同様に複数年の期間で、ある程度機器が使える期間で入札をかけていく予定なのかという点だけちょっと確認したいと思います。

○福井情報システム専門官 では、私は文部科学省の専門官をやっております福井と申します。私から回答を差し上げます。

こちらはシステムの運用業務ですので、当然、当該運用しなければいけないシステムが別途調達されております。ですので、基本的な考え方としましては、そちらのもともとのシステムの運用期間とこの運用業務の運用期間というのは基本的にはイコールと考えております。ただ、もとのシステムが万が一例えばリース延長等で期間が延長した場合には、こちらの役務契約というのも一緒に延長というわけにはいきませんので、その際にはおそらく一般競争入札が再度発生するだろうと想定しております。

○宮崎専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○井熊主査 ほか、いかがでしょうか。入札の経緯とか、よろしいですか。

○大山専門委員 入札の価格が、落札率が非常に100%に近いところであって、これは1回ですぐに決まったのか、それとも、そうでなく、結果としてこうなったのかという、そこだけちょっと教えていただけますか。

○福井情報システム専門官 こちらは、入札は、入札当日に2回札入れを実施しております。細かい経緯としましては、1度目が当然のごとく両者とも予定価以上となっております。2回目に1者が下回ったという状況です。

○井熊主査 ほか、よろしいですか。

それでは、本事業の評価（案）の審議につきましては、これまでとさせていただきたいと思いますが、事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございませぬ。

○井熊主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業を終了するという方向で監理委員会に報告するようお願いしたいと思います。

今後とも競争性が維持されるように、独自に努力を続けていただければと思います。どうもありがとうございました。

(文部科学省退室)

(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構入室)

○井熊主査 続きまして、システム技術支援業務の実施要項(案)につきまして、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構安全・信頼性推進部泉部長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○泉部長 それでは、説明させていただきます。まず最初に、お手元にこういうA4横の別紙というものがございませうでしょうか。こちらで簡単に概要を説明させていただきたいと思います。

この絵は、その下地は、現在やっています、ここ3年間やっています業務を色づけて、黄色、赤、緑などで描いたものでございませうが、ここに今回の提案する内容を赤の線で上書きしたものでございませう。これまで行っておりました業務につきまして、JAXA内外の変化を踏まえまして業務分析をしまして、やらなくするといひますか、JAXAの中でやるもの、それからJAXAの中のほかの組織でやるもの、右上にJAXAビジネスサポートセンターとございませうけれども、こういったところでやるものを分析しまして、整理した上で、全体の業務を3つに分けました。これは、詳細は後ほど説明させていただきますが、赤枠で左側、左下、右下というところで分けてございませうけれども、このように分けることで業者の参入の障壁を下げられないかと。今までは全部ができる業者しか参加できなかったところを、個別の能力をお持ちの方でも参加できるようにしようではないかということで、見直してまいったところでございませう。この内容につきまして、これから詳細に説明させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

では、説明のほうは担当の荒木グループ長のほうからさせていただきます。

○荒木安全・信頼性推進グループ長 それでは、まずは今回の業務の概要につきましてご説明いたします。資料としましては、今説明のありました参考資料を見ていただきながら、D-3-1、2、3を使って、まず業務の概要をご説明いたします。

今回、3つに業務を分けましたが、まず最初に、安全評価に係る技術支援業務ということで、D-3-1でご説明いたします。これは、この参考資料にございませう図の中で左の

上の部分に当たるのですけれども、これまで安全審査を行う上で必要な要求文書を作成・維持したりとか、それに必要ないろいろな検討をやってまいりましたが、その部分の中で今回この2つの項目に限定して絞り込みが行われました。

業務の目的といたしましては、JAXAが研究開発業務を実施するに当たりまして、安全確保のために必要な活動がございます。そのための安全要求の作成・維持、それから再突入リスクの評価ということで、これは、宇宙に一度飛び出したものが寿命が尽きて地上に戻ってきたり、それから壊れて地上に落ちてくるようなケースに、大気の中でそれが加熱されて溶けるのですけれども、こういったものが溶け残りますと、地上の物や人に当たって被害を及ぼすことがございますので、そういったものを事前に、こういった頻度で起きるのか、どういうものが残るのかということの評価しております。こういったものの技術支援を行うということで、予定してございます。

実施期間につきましては来年度から3年間ということで、実施経費は2,000万円を措置してございます。

この業務内容につきましては、一つは安全要求ということで、ロケットに搭載する人工衛星等が安全上問題ないかということを保証するための要求の作成・維持、それから宇宙ごみが問題になってございますけれども、こういったものを出不さないようにするための要求がございますので、こういったものに対する作成時の業務がございます。それから再突入リスク評価の技術支援というところでは、先ほど申しました、地上に戻ってくるときに溶ける状態を評価するためのツールがございます。ソフトウェアでございますけれども、こちらのツールの講習会とか、サポートという業務になります。これがまず1点目の業務になります。よろしいでしょうか。

それから、2件目の契約になります。これは、全体の図でまいりますと、右の下になります。安全・ミッション保証技術研修に係る技術支援業務の概要ということでございます。こちらは、JAXA職員が業務を実施していく上で、安全を保証したり、ミッションを保証するために必要な技術です。安全の評価とか、信頼性の解析、それから品質の保証、ソフトウェアの安全や開発保証といったものを実施していくわけですけれども、これらの基礎的な知識、技術を習得することを目的とした研修でございます。

実施期間はやはり来年度から3年間、それから実施経費につきましては7,100万円今考えてございます。

業務の内容につきましては、研修の全体スケジュールの管理。それから、研修に向けた

準備ですが、教材や講師の準備、それから受講者に対する案内とか受付といった活動がございます。それから、研修の実施支援ということで、会場へ機材を設営して、実際に研修を実施するという。それから、それらの結果をまとめまして、来年度に反映していくというようなサイクルで業務を行う予定でございます。

3-2の2枚目をごらんいただきたいのですけれども、研修の内容につきましては、こちらに書いています4つの分野、システム安全、信頼性、品質保証、それからソフトウェアの安全・開発保証という4つの分野でそれぞれレベル1、レベル2ということで、レベル1は、初級コースということで、基礎的な知識を、それからレベル2につきましては、実際の現場の活動を模擬しながら、より高いレベルの研修を行うということで、この8コースを行いますけれども、この業務につきましては、前回と、作業の内容とかこの研修の根本について変更はございません。これが2つ目の契約になります。

それから、3つ目の契約は、資料D-3-3になります。こちらは、安全・信頼性に係るESA/NASA/JAXA三極会合支援ということになってございますけれども、こちらは、我々が宇宙の安全確保やミッション達成のためにやっている活動がございますけれども、同じように、アメリカの米国宇宙局NASA、それからヨーロッパの宇宙機関でありますESAという3つ機関がそれぞれ、お互いにやっていることを情報交換や意見交換をしながら、お互いに協力ミッションを一緒にやるための基礎的な意見交換をしたりとか、協力をしたりするための活動でございます。こちらを今実施しているのですけれども、そのための必要な技術的な支援をしていただくための契約でございます。

実施期間はやはり来年度から3カ年間で、実施経費は1,480万円を予定してございます。

業務の内容につきましては、まずこの対外的な国際的な協力をする前に、JAXAの中で関係者が集まりまして、いろいろな対処方針等を議論するための準備会合というのがございますけれども、こちらの支援がございます。それから、それを踏まえまして、NASAなどの欧米の宇宙機関との調整のテレビ会議を行うのですけれども、そのときの調整の支援。それから、タスクフォース/ワーキンググループというのは、特定の話題につきまして、担当者を決めて、より細かな議論を欧米の宇宙機関とやっているのですけれども、そのための会合の支援でございます。それから、次が三極会合現地支援ということで、こちらは実際にみんな集まりまして大体2日か3日ぐらいの会議を行うのですけれども、ここでの現地での支援。それから、最後はTRISMAC2021というんですけれども、

ちょっと後ろのページを見ていただければと思います。

これが、これまで開催してきました三極会合と、それからTRI SMACというものな
んですけれども、三極会合というのは、宇宙機関の職員同士が集まって議論する閉じた会
議ではあるのですけれども、TRI SMACというのは、Trilateral Safety and Mission
Assurance Conferenceということで、日欧米の宇宙機関及び一緒に仕事をしている企業
の方々とか大学の方々を含めまして、安全とかミッション保証に関する国際的な会議を行
いまして意見交換を行うということで、これが大体3年に一度行われます。これまでも、三
極会合は11回、TRI SMACという会合は5回やってきてございまして、こういうも
のをやっていくための支援でございまして、このTRI SMACというのが2021年に
日本で開催される予定でございまして、これらに向けた準備の支援をお願いするものでござ
います。

これで、まず業務の概要をご説明いたしました。それから、次に、第1期を受けました
変更点でございまして、まず、大きなところでは、一つは、この1本の契約でこれら3つの
業務を、これ以外にも業務項目はございましたけれども、参考資料を見ていただきますと
おり、こちらをまずその業務の進捗状況を踏まえまして見直して、実施しないものとかは
ございましてけれども……。

○荒木安全・信頼性推進グループ長 参考資料の1枚目の図をごらんください。業務を見
直しつつ、3つの契約に分けてございまして。

分けたポイントとしましては、契約2、研修業務、契約3の先ほど申しました会合の支
援業務、こちらは基本的に作業項目に変更はございません。微細な会議の追加とかはござ
いますけれども、基本的には前回と同じものにしてございまして。それから、それ以外の安
全審査とか安全評価に係るところの業務ですけれども、こちらは大きく見直してございま
して、先ほど泉が申しましたとおり、共通的な業務につきましてはJAXAの中で集約し
てやるということで、そういう部分を除いたり、それ以外の安全解析とか、実際の安全評
価の支援とか、こういったものは、業務の見直し等を進めまして、今回は実施しないとい
うことになってございまして。

この3つの契約に分けることによりまして、それぞれ共通的な技術的な分野のバックグ
ラウンドは必要ではございましてけれども、重点が変わってきてまして、例えば安全評価の部
分につきましては、より深い安全に関するいろいろな知見とか知識は必要でございまして
けれども、例えば研修につきましては、この研修でやっている内容につきましては、基本的

には宇宙以外の分野でも使われている技術でございまして、そちらの基礎的な部分を広く研修するというのが目的ですので、そういう意味では、それほど深いことを要求しているわけではございません。

それから、海外との会合の支援につきましても、要望等という意味ではほかの分野と同じことになりますので、そういった意味では、より深い知識ではなくても対応できるということで、そういったことで業務の特徴によって分けることによって、要員を確保しやすくなりますし、それでほかの企業でも参入の機会が増えるのではないかと考えて、この3つの契約に分けました。

それから、それを宇宙以外の分野でも参入できるようにということでもわかりやすくするために、実施要項のほうに記載してございます。今度は資料が実施要項のほうに移ります。まず最初に資料D-2-1です。安全評価に係る技術支援業務に係る部分につきましては、この8ページ目に、本業務の実施に求められる要件ということで、この業務の実施に当たっては、下記のいずれかの業務に係る経験や実績を有することということで書いてございまして、その3番目、黄色で色をつけてございますけれども、宇宙分野以外の一般工業における安全設計に係る業務という、こちらの経験・実績があればできますということで、こういうことで書いてございます。それが1件目の契約。

2件目、3件目も基本的には同じ表記になってございます。D-2-2でございましてけれども、こちら8ページ目になります。こちらに本業務の実施に求められる要件ということで、この業務実施に求められる要件としては、ここに書いてございますようなシステム安全、信頼性、品質保証、ソフトウェアに関する業務とか研修業務ということで、こちらにつきましても宇宙に特定してはございません。それから、本要件につきましても、宇宙分野に限らないということで、鉄道、自動車、産業プラント等の技術においても対応できるものであると明記してございます。

それから、D-2-3、三極会合支援業務、こちら8ページ目でございまして。こちらは、安全・ミッション保証活動に係る海外調整の業務実績とか、航空宇宙や類似の分野における動向という形で書いてございまして、ここにも書いてございまして、宇宙分野に限らない鉄道、自動車、産業プラント等の技術においても対応できると明記してございます。こういう形で、宇宙以外の分野の方々にも参入いただけるようにしてございます。

それから、もう一つ工夫した点としましては……。

○泉部長 そろそろ時間がたちますので……。

○荒木安全・信頼性推進グループ長 はい。前回の中間報告のときにご指摘いただいた点でございますけれども、請負企業等の責任問題があつて、特に安全の審査に関する部分は、そこが明確ではないといけないのではないかというご指摘があつたと認識してございまして、こちらにつきましては、今回は安全審査部分の支援の業務はなくて、基準類の作成とか、いろいろなサポートの業務ですので、請負企業に対して過度の責任はかからないと認識してございます。

説明は以上になります。

○泉部長 ご審議をお願いいたします。

○井熊主査 どうもご説明、ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対しまして、ご意見とかご質問のある委員はご発言ください。どうぞ。

○宮崎専門委員 ご説明、ありがとうございました。最初にお示しいただいたこのポンチ絵というか、図のところの2枚目の裏面を見ると、前回の契約業務と今回の契約業務で何を削ったのかということが非常にわかりやすいと思うんです。

他方で、入札実施要項のD-2-1、2-2、2-3というほうになりますと、例えばD-2-1であれば、24/28と25/28というところに、従来の業務実施状況という記載があるんです。D-2-1の24/28と25/28です。これが、過去の契約総額というのがD-4のほうで公表されていますので、これとの関係がなかなか見てわからない。過去は多分契約総額が3億円ぐらいになっていて、この実績だけを見ると、7,000万円とか、3年足すと、極端に減っていて、ほんとうにこの金額でできる業務なのかということが、この従来の業務というのが、削る前の業務のことを指しているのか、削った後のことを指しているのかが、ちょっと正直、これでは読み取れないものですから、その関係をもう少しポンチ絵の裏面のようなものを参考にさせていただいて、どう切り分けた結果この金額になったのかという関係が少しわかるように工夫をお願いしたいなと思っております。

特にもう1点確認したいのは、契約1と書いている業務です。こちらの資料ですとD-2-2になるかと思うんですが、このポンチ絵の裏面だと、今回金額想定2,000万円となっているのですが、D-2-2の40/44というものを見ると、過去3年間を足すと大体7,000万円ぐらいになっていますので、これは業務を大分削ったからということだと思んですが、この辺の関係がやっぱりなかなかわかりづらいなと思ひまして、いず

れにしる、まとめますと、前回の契約総額と、この書いている従来の実績という関係性がもう少しわかるように、何かしら工夫をお願いしたいなということでございます。

○井熊主査 よろしいですか。

○荒木安全・信頼性推進グループ長 はい、わかりました。

○井熊主査 よろしいですか。

○泉部長 入札実施要項のほうで、わかりやすい記述を工夫したいと思います。

○井熊主査 ほか、よろしいですか。

○関野副主査 3分割にさせていただいて、かなりの応札があるかもしれないという希望はあるのですが、安全評価に係る技術支援のところで、別に宇宙分野以外の一般工業における安全設計に係る業務ですよということも書いてあるのですが、再突入リスクの評価でもそれは、ちょっと素人的に考えて、再突入というのは一般的なかなと思ってしまうのですが、何か、そんなに大変なことではないんですよというのは、もうちょっとわかりやすく書けないのでしょうか。または、ちょっと難しいものなのでしょうか。

○泉部長 確かに、再突入というのはまさに宇宙の世界ならではというところがございます。使っている技術そのものは一般的な技術の組み合わせではありますので、業者が多少勉強していただければ、必ずしも全然だめということではないとは思いますが、ご指摘いただいたように、この安全のところについては、ややハードルが下げづらかったといえますか、下げ切れていないと感じるところは正直ございますが、まずはこれでやらせていただけないかなというところで、今回持ってまいりました。

○関野副主査 はい、わかりました。

○中野システム安全推進ユニット長 ちょっと補足させていただきますと、今回発注する業務、再突入リスク評価についての業務は、ソフトウェアを我々は用意してまして、そのソフトウェアについての講習をしてほしいのと、あとソフトウェアについての質問が出たときのサポートセンターを構築してくださいというのをやらせておきまして、そのソフトウェアについては、一応勉強していただければ、再突入安全の知識はそれほど深くなくても扱えるソフトウェアという認識はございますので、その点で、宇宙のことを専門にしていなくても、再突入の解析ソフトウェアについて勉強をしていただいた上で、そういうサポートあるいは講習をしていただくというのは可能かなと一応判断してございます。

○関野副主査 ならば、それをもうちょっと書いたらどうですか。いわゆるこちらのほう

でソフトウェアの安全評価に関する研修や勉強会をやりますとか、そのようなことは書けないんですか。

○中野システム安全推進ユニット長 JAXAがそういうことを教育した上で受注していただけますみたいな、そんな感じですか。業務に当たっては、そういうことをJAXA側から指導した上で、引き受けていただけますかという……。

○泉部長 それを、済みません、私が言うのもなんですけれども、実行としてやるのは、我々は広くそういうのを広めたいという立場がありますので、いいと思うんですが、これは、契約のときにそういうことを明確に書いて、逆にせつかく自分で勉強されていて能力をお持ちの業者との差を我々が積極的に埋めるというというのが条件ですが、ちょっと私はひっかかるんですが、そういうのは公平性という観点では特に問題ないものなんじゃないかな。

○関野副主査 いや、ご自分で勉強するというと、従来の方がどうしても有利になってしまうと思うので、経験のない方についてはJAXAのほうで研修を行いますぐらいのことは書いてもよろしいのではないかと思います。

○泉部長 そうですか。それは問題ないということですかね。わかりました。では、ちょっとそれも検討させていただきたいと思います。

○関野副主査 あともう一つ、このポンチ絵の中で、安全評価とミッションの保証のところはどうしても多分、相互協力というか、緊密性が高いんだろうと思うんですけれども、現実には、右側の海外との技術支援のほうは別の業者で、安全評価とミッションのほうは同じ業者になるというのが、また考えられてはいるんですか。全く別の3者でも構わないと。本音のところではどうなのかなと思ったので、ちょっと考えを教えてくださいたいと思います。

○荒木安全・信頼性推進グループ長 本音というか、3つ別々の業者になるということは、想定してございます。それで、業務上は、JAXAがしっかり間に入ることによって一緒にできると認識しております。

○関野副主査 ということは、その安全評価とミッションのほうで別々の業者であった場合には、連絡会議とか、そういうものはなければいけないのではないと思うんですけれども、そういう条件はどこかに書いてあるんですか。

○荒木安全・信頼性推進グループ長 現在の仕様書には特に書いてございません。それはJAXAは今まではお願いしていましたが、そこはJAXAのほうでしっかり職員

がやるということで、今回は対応していきたいと思っております。

○関野副主査 ありがとうございます。

○井熊主査 いずれにしましても、大胆に3分割を行っていただいて、チャレンジしていただいたことには、ほんとうにありがたく思います。その辺はぜひ徹底していただきたいということで、この一つ目は、ほかの分野で安全の評価に関することがあれば大丈夫なんだよということで、先ほどの再突入の話とか、そういうところをわかりやすくしてほしいなど。

再突入のところで、先ほどご指摘がありましたけれども、その知識が一般市場で普通の努力をして獲得できる知識であるかどうかというところがポイントかなと思っていて、それで、その意味では、再突入リスクというのはそんなに一般的な知識ではないように思うので、それをJAXAのほうでご説明するというほうが、私は競争性という意味ではないのではないかなと思います。

それから、この安全のミッションの部分なんですけれども、ここで先ほど8ページで「宇宙分野に限らず」ということが書いてあるんですけれども、この25ページの総合評価のところを見ると、航空宇宙分野に関わる国際会議事務局の経験を有する場合には5点加算というのが何カ所かあって、そのところは、この8ページに書いてあるような趣旨であれば、その宇宙分野に関わる経験というのを大きく評価するような必要はないのではないかなと思うんですけれども、ここはいかがですか。

○荒木安全・信頼性推進グループ長 そこ全体が78分の15ぐらいの割合になるんですけれども、ここで少し点数を加算したのは、安全とか信頼性の一般的な分野の知識があれば、基本的な議論に参加できると思っています。ただし、どうしても宇宙の専門用語というんでしょうかね、宇宙分野に限る専門用語で、特にその英語という話になってまいりますと、やはり少し経験があったほうがいいということで、もう少し下げてもいいかなと思ったんですけれども、少し多目に点数をつけてございます。ただし、価格に換算しますと、大体総額で200万円ぐらいの価格の差になるんですけれども、年間というとなら70万円ぐらいですので、そこは努力なりなんなりでできるのではないかと考えてございます。

○井熊主査 わかりました。ほか、いかがでしょうか。

それでは、基本的な方向性ということに関しましては、このように3つに分割させていただいてやっていくという方向でよろしいと思うんですけれども、やはりもう少し、例えば再突入の部分の話とか、それからあと先ほどの開示データの部分というところ、

そういう、ほかの分野の人がわかりにくいところをもう少し説明を加えていただくという
ような形にしたほうがいいのかと思います。そういった意味で、それを加えて、本実施
要項の審議はこれまでとしたいと思いますが、事務局から何かご指摘とかはございませ
んか。

○事務局 特にございません。

○井熊主査 それでは、今申し上げましたところをご検討いただいて、必要に応じて若干
の修正を加えた上で、それを事務局のほうにご連絡いただきまして、事務局のほうから委
員の方々に確認した上で、手続を進めるようお願いしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構退室)

— 了 —